

地域密着型通所介護 契約書別紙（兼 重要事項説明書）

東池袋桑の実園デイサービスセンター 料金表

●一日当たり利用料金 目安

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いいただく「利用負担金」は、法定代理受領サービスである時は、その額の1割・2割又は3割とします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分：地域密着型通所介護費】

			報酬額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	416 単位	4,534	453 円/回	907 円/回	1,360 円/回
	要介護 2	478 単位	5,210	521 円/回	1042 円/回	1,563 円/回
	要介護 3	540 単位	5,886	589 円/回	1177 円/回	1,766 円/回
	要介護 4	600 単位	6,540	654 円/回	1308 円/回	1,962 円/回
	要介護 5	663 単位	7,227	723 円/回	1445 円/回	2,168 円/回
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	436 単位	4,752	475 円/回	950 円/回	1,426 円/回
	要介護 2	501 単位	5,461	546 円/回	1092 円/回	1,638 円/回
	要介護 3	566 単位	6,169	617 円/回	1234 円/回	1,851 円/回
	要介護 4	629 単位	6,856	686 円/回	1371 円/回	2,057 円/回
	要介護 5	695 単位	7,576	758 円/回	1515 円/回	2,273 円/回
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	657 単位	7,161	716 円/回	1432 円/回	2,148 円/回
	要介護 2	776 単位	8,458	846 円/回	1692 円/回	2,538 円/回
	要介護 3	896 単位	9,766	977 円/回	1953 円/回	2,930 円/回
	要介護 4	1,013 単位	11,042	1104 円/回	2208 円/回	3,313 円/回
	要介護 5	1,134 単位	12,361	1236 円/回	2472 円/回	3,708 円/回
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678 単位	7,390	739 円/回	1478 円/回	2,217 円/回
	要介護 2	801 単位	8,731	873 円/回	1746 円/回	2,619 円/回
	要介護 3	925 単位	10,083	1008 円/回	2017 円/回	3,025 円/回
	要介護 4	1,049 単位	11,434	1143 円/回	2287 円/回	3,430 円/回
	要介護 5	1,172 単位	12,775	1277 円/回	2555 円/回	3,832 円/回
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	753 単位	8,208	821 円/回	1642 円/回	2,462 円/回
	要介護 2	890 単位	9,701	970 円/回	1940 円/回	2,910 円/回
	要介護 3	1,032 単位	11,249	1125 円/回	2250 円/回	3,375 円/回
	要介護 4	1,172 単位	12,775	1277 円/回	2555 円/回	3,832 円/回
	要介護 5	1,312 単位	14,301	1430 円/回	2860 円/回	4,290 円/回

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が公示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料は自動的に改訂されます。なお、その場合は、自然に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた金額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

加算料金一覧

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
通常の事業の実施地域を超えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合		所定単位数の5%加算			
地域通所介護 入浴介助加算(Ⅰ)	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護中重度者 ケア体制加算	当該加算の体制・人員要件を満たし、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上	¥490	¥49	¥98	¥147
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人員要件を満たし、利用者に機能訓練を行った場合(1日につき)	¥610	¥61	¥122	¥183
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅱ	それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱがそれぞれ算定できる。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省へ提出しフィードバックを受けた場合	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅰ	当該加算の要件を満たし、Barthel Indexを適切に評価できる者が測定し、厚生労働省へ報告した場合	¥327	¥32	¥65	¥98
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅱ	上記加算(Ⅰ)の一部の要件を満たし、評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が2以上である場合	¥654	¥65	¥130	¥196
地域通所介護 科学的介護推進体制 加算	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とLIFEからのフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護 栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合(1回につき 月2回まで)	¥2,180	¥218	¥436	¥654
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合。※6月に1回を限度	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	併算定の関係で加算Ⅰが取得できない場合に限り取得可能	¥54	¥5	¥10	¥16
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅰ	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合(1回につき月2回まで)	¥1,635	¥163	¥327	¥490
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件に口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。 (原則3ヶ月以内、月2回を限度)	¥1,744	¥174	¥348	¥523
介護職員等処遇改善 加算Ⅰロ	当該加算の算定要件を満たす場合	12.7%	※	※	※
	職員のキャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件を満たし、加え令和8年度特例要件(生産性向上・協働化の実施)満たす場合(1回につき) 算定する				

地域密着型通所介護 契約書別紙（兼 重要事項説明書）

東池袋桑の実園デイサービスセンター 料金表

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）

【要支援・事業対象者】

介護度（1回あたり）	単位数	報酬額	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 事業対象者（1回につき） ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	¥4,752	¥475	¥950	¥1,425
要支援2 事業対象者（1回につき） ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	¥4,872	¥487	¥984	¥1,461
要支援1 事業対象者（1カ月）	1,798 単位	¥19,598	¥1,959	¥3,919	¥5,879
要支援2 事業対象者（1カ月）	3,621 単位	¥39,469	¥3,946	¥7,893	¥11,840

	[加算]（1月当たり）		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算Ⅰ1	要支援1	88単位	95円	191円	287円
サービス提供体制加算Ⅰ2	要支援2	176単位	191円	383円	575円

その他

介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護報酬の12.7%

科学的介護推進体制加算 基準による

加算料金一覧

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
通常の事業の実施地域を超えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合		所定単位数の5%加算			
地域通所介護 入浴介助加算(Ⅰ)	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護中重度者 ケア体制加算	当該加算の体制・人員要件を満たし、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上	¥490	¥49	¥98	¥147
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人員要件を満たし、利用者に機能訓練を行った場合(1日につき)	¥610	¥61	¥122	¥183
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅱ	それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱがそれぞれ算定できる。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省へ提出しフィードバックを受けた場合	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅰ	当該加算の要件を満たし、Barthel Indexを適切に評価できる者が測定し、厚生労働省へ報告した場合	¥327	¥32	¥65	¥98
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅱ	上記加算(Ⅰ)の一部の要件を満たし、評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が2以上である場合	¥654	¥65	¥130	¥196
地域通所介護 科学的介護推進体制加算	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とLIFEからのフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護 栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合(1回につき月2回まで)	¥2,180	¥218	¥436	¥654
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	管理栄養士以外の介護職員等で実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合。※6月に1回を限度	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	併算定の関係で加算Ⅰが取得できない場合に限り取得可能	¥54	¥5	¥10	¥16
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅰ	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合(1回につき月2回まで)	¥1,635	¥163	¥327	¥490
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件に口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。(原則3ヶ月以内、月2回を限度)	¥1,744	¥174	¥348	¥523
地域通所介護サービス 提供体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき) ※加算Ⅰ～加算Ⅲのいずれか1つを算定する。	¥239	¥23	¥47	¥71
地域通所介護サービス 提供体制強化加算(Ⅱ)		¥196	¥19	¥39	¥58
地域通所介護サービス 提供体制強化加算(Ⅲ)		¥65	¥6	¥13	¥19
地域通所介護介護職員 処遇改善加算Ⅰロ	当該加算の算定要件を満たす場合	12.7%			

加算料金一覧

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
通常の事業の実施地域を超えて、指定通所介護又は指定療養通所介護を行った場合		所定単位数の5%加算			
地域通所介護 入浴介助加算(Ⅰ)	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護中重度者 ケア体制加算	当該加算の体制・人員要件を満たし、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上	¥490	¥49	¥98	¥147
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人員要件を満たし、利用者に機能訓練を行った場合(1日につき)	¥610	¥61	¥122	¥183
地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅱ	それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱがそれぞれ算定できる。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省へ提出しフィードバックを受けた場合	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅰ	当該加算の要件を満たし、Barthel Indexを適切に評価できる者が測定し、厚生労働省へ報告した場合	¥327	¥32	¥65	¥98
地域通所介護 ADL維持等加算Ⅱ	上記加算(Ⅰ)の一部の要件を満たし、評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が2以上である場合	¥654	¥65	¥130	¥196
地域通所介護 科学的介護推進体制 加算	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とLIFEからのフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合	¥436	¥43	¥87	¥130
地域通所介護 栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合(1回につき 月2回まで)	¥2,180	¥218	¥436	¥654
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ	管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合。 ※6月に1回を限度	¥218	¥21	¥43	¥65
地域通所介護 口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅱ	併算定の関係で加算Ⅰが取得できない場合に限り取得可能	¥54	¥5	¥10	¥16
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅰ	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合(1回につき月2回まで)	¥1,635	¥163	¥327	¥490
地域通所介護 口腔機能向上加算Ⅱ	上記加算Ⅰの要件に口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。 (原則3ヶ月以内、月2回を限度)	¥1,744	¥174	¥348	¥523
介護職員等処遇改善 加算Ⅰロ	当該加算の算定要件を満たす場合	12.7%	※	※	※
	職員のキャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件を満たし、加え令和8年度特例要件(生産性向上・協働化の実施)満たす場合(1回につき)算定する				